

## 令和7年度高知県相談支援従事者初任者研修 開催要綱

- 1 目的 相談支援事業の相談支援業務に従事するために必要な事項について学ぶことにより、相談支援を提供する「相談支援専門員」を育成し、相談支援の質の向上を図る。
- 2 実施主体 高知県、社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 研修日程等

### ○初任者研修Ⅰ ※受付は、研修開始 30 分前から行います。

| 内容                  | 日 時                           |                | 会 場                                  | 定員  |
|---------------------|-------------------------------|----------------|--------------------------------------|-----|
| 講義<br>(2日間)<br>※1、2 | 令和7年7月2日(水)、3日(木)             | 9:00～<br>17:30 | 事業所、自宅等<br>( <u>Zoomによる双方向通信形式</u> ) | 42名 |
| 演習1、2               | 令和7年7月8日(火)、9日(水)             | 9:00～<br>17:30 | ふくし交流プラザ 2階ホール<br>(高知市朝倉戊375-1)      |     |
| 実習1<br>※3           | 令和7年7月 10 日(木)<br>～8月 14 日(木) | 1時間程度          | 各実習先にて実施                             |     |
| 演習3                 | 令和7年8月 29 日(金)                | 9:00～<br>17:30 | ふくし交流プラザ 2階ホール<br>(高知市朝倉戊375-1)      |     |
| 実習2                 | 令和7年8月 30 日(土)<br>～9月 19 日(金) | 1時間程度          | 各実習先にて実施                             |     |
| 演習4、5               | 令和7年 10 月2日(木)、3日(金)          | 9:00～<br>17:30 | ふくし交流プラザ 2階ホール<br>(高知市朝倉戊375-1)      |     |

### ○初任者研修Ⅱ・市町村職員等コース

| 内容         | 日 程                                    | 会 場                      | 定員         |
|------------|----------------------------------------|--------------------------|------------|
| 講義<br>※1、2 | 令和7年6月 17 日(火)～6月 26 日(木)<br>(計 11 時間) | 事業所、自宅等<br>(左記期間中に各自で視聴) | 150名<br>程度 |

- ※1 事業所や自宅等のインターネットを問題なく使用できる環境とパソコン、メールアドレスが必要です。実施主体で管理できない不具合(受講者のインターネット接続不良やパソコン故障等)により講義が受講ができなかった場合、講義期間の延長等はい行いませんので、不具合が起きた場合に備え、複数の通信手段の準備をお願いします。
- ※2 「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規)」に沿った講義内容となっているため、テキストを所持していない方は、受講決定後に各自で手配してください。
- ※3 演習2日目後に、実際に障害福祉サービスを利用している方1名を実践例とする実習課題を課します。  
そのため、実践例となっていただけの協力者を各自で事前に確保してください。市町村や事業所が自所属と異なっても構いません。

#### 4 研修対象者

##### (1)初任者研修Ⅰ ※相談支援専門員になるための研修です。

高知県内の相談支援事業所において相談支援業務に従事している者、もしくは確実な従事予定がある者で、かつ、令和7年3月31日までに別紙の実務経験を満たす者(見込みを含む) ※実務経験については、各自ご確認ください。

なお、令和6年度に「講義部分」を受講している者は、演習からの参加が可能です。

##### (2)初任者研修Ⅱ

高知県内の障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)として確実な従事予定がある者。(サービス管理責任者等として配置するためには、相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講する必要があります。)

##### (3)市町村職員等コース

高知県内の市町村において障害者の相談支援業務に従事している者、自立支援協議会の運営や相談支援体制の構築を担当する者等(カリキュラムは上記「初任者研修Ⅱ」と同一です。)

市町村職員の方であっても、相談支援専門員の資格取得を希望する場合は「初任者研修Ⅰ」で申込みください。

#### 5 募集定員

①初任者研修Ⅰ：42名程度 ②初任者研修Ⅱ・市町村職員等コース：150名程度

※ 研修後に相談支援専門員としての従事予定がない方は、申込者が定員を超えた場合の選考で落選となる可能性が高くなります。

※ 上記の選考では、まず市町村推薦による申込者、次いで申込書・調書の内容(相談支援専門員としての従事予定時期、実務経験期間、実習課題の協力者の確保見込み 等)により選考します。

#### 6 市町村推薦について(任意) ※初任者研修Ⅰへの申込者のみ

相談支援専門員として従事する予定がある場合は、市町村からの「市町村推薦」による申込を受け付けます。

事業所が所在する市町村の障害福祉担当窓口(相談支援担当者)にご相談のうえ、推薦を受けられる場合には別添「市町村推薦書」を提出してください。(※市町村推薦書の提出は任意です。)

ただし、推薦書に「相談支援専門員としての従事予定」及び「従事予定事業所」の記載がない場合は、市町村推薦書は無効となりますので、ご了承ください。

#### 7 研修詳細 受講決定通知と合わせてお伝えします。

#### 8 受講料

| 研修受講区分          | 受講料      | 備 考                                                                                         |
|-----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初任者研修Ⅰ(全日程)     | 10,000 円 | ※受講料の振込先については、受講決定後にお知らせします。<br>※研修で使用するテキスト「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規)」は、別途ご購入が必要です。 |
| 初任者研修Ⅰ(演習以降の受講) | 7,000 円  |                                                                                             |
| 初任者研修Ⅱ          | 3,000 円  |                                                                                             |
| 市町村職員等コース       | 無料       |                                                                                             |

## 9 受講申込み

### 電子申請（高知県電子申請サービスから申込をお願いします。）

#### 【申込フォームURL】

初任者研修Ⅰ及びⅡ

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=13866](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13866)



市町村職員等コース（※LGWAN回線で申込みください）

[https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=13868](https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13868)

※県障害福祉課のホームページにも申請フォームのリンクを掲載しています。

※郵送による申請は受付できません。

※電子申請による申込方法は別紙をご確認ください。

## 10 必要書類

次の申込書類をご記入の上、電子申請システムでの申込み時にデータで添付してください。

| 研修受講区分                                                            | 必要添付書類                                                              | 備考                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初任者研修Ⅰ（全日程）<br>（相談支援専門員として従事する予定の者）                               | 1 実務経験証明書<br>2 所属長推薦書<br>3 資格証明書（写）※1<br>4 市町村推薦書※2                 | ※1：実務経験年数の要件を満たすために必要な資格を保有している場合は提出ください。<br>※2： <u>提出は必須ではなく、任意となります。</u>                               |
| 初任者研修Ⅰ（演習以降の受講）<br>（相談支援従事者初任者研修において、 <u>令和6年度に講義部分を受講している者</u> ） | 1 実務経験証明書<br>2 所属長推薦書<br>3 資格証明書（写）※1<br>4 受講証明書（写）※2<br>5 市町村推薦書※3 | ※1：実務経験年数の要件を満たすために必要な資格を保有している場合は提出ください。<br>※2：令和6年度に受講した際の証明書を提出ください。<br>※3： <u>提出は必須ではなく、任意となります。</u> |
| 初任者研修Ⅱ<br>（サービス管理責任者等として従事する予定の者※）                                | なし（電子申請による申込みのみ）                                                    | ※サービス管理責任者等になるためには、当該研修の講義の受講に加え、別途開催する「サービス管理責任者等研修」の受講が必要となります                                         |
| 市町村職員等コース                                                         | なし（電子申請による申込みのみ）                                                    |                                                                                                          |

## 11 申込期限 **令和7年5月12日（月） 17時**

※受講の可否については、令和7年5月30日（金）までに通知します。

## 12 修了認定等

初任者研修Ⅰの修了者には修了証書、初任者研修Ⅱの受講者には受講証明書を交付します。

（市町村職員等コースの受講者には修了証等の交付はありません。）

なお、以下の場合は対象外となります。

- ・講義受講後の提出物を期限内に提出できなかった場合（詳細は受講決定後に通知します）
- ・10分以上の遅刻、途中退席及び早退並びに欠席があった場合

### 13 その他

(1) サービス管理責任者等になるためには、「初任者研修Ⅱ」の受講に加え、別途開催する「サービス管理責任者等研修」の受講が必要となります。

#### (2) 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了証及び受講証明書の発行、演習用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、演習用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後に各市町村に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

### 14 問い合わせ先

＜相談支援従事者研修の全般に関すること＞ 高知県障害福祉課 地域生活支援担当(池本)  
TEL 088(823)9634  
FAX 088(823)9260

＜サービス管理責任者等研修の全般に関すること＞ 高知県障害福祉課 事業者担当(弘嶋、山本)  
TEL 088(823)9635  
FAX 088(823)9260

＜研修の運営等に関すること＞ 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉研修センター(宮崎)  
TEL 088(844)3605  
FAX 088(844)9443